

資料1	専門家会合(第3回)
	平成25年1月9日

失語障害がある場合の認定方法について

失語障害がある場合の認定方法について

1 「失語障害」の認定方法について

- ① 現行の認定基準の「言語機能の障害」では、脳性の失語も認定の対象としている。
- ② 高次脳機能障害の場合は、失語の障害は、失行、失認、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの多様な症状の一部として出現することが多い。
- ③ 高次脳機能障害の失語障害を「言語機能の障害」として認定する場合に、日常生活の支障度が考慮されていたか。
- ④ 複数の障害がある場合の認定ルールとして、併合と総合の方法がある。どちらの方法で認定することが適切か。

	メリット	デメリット
併合認定	<ul style="list-style-type: none"> ・失語の障害の音声による表現損失だけでなく健忘等による日常生活への支障を考慮できる。 ・言語障害と精神障害を分けることにより、認定医が判断しやすくなる。 ・各手帳の判定方法と整合性が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の診断書の作成が必要。 ・加重で障害程度が判断される可能性がある。
総合認定	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書は1枚で判定が可能。 ・高次脳機能障害全体として、総合的な日常生活能力の判断ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定要領に具体的な判断基準がないため、記載の必要がある。 ・器質性精神障害の一病態であるのに、高次脳機能障害のみ詳細な記載をすると平仄が合わなくなる。 ・失語の状態を詳細に診断書に書かれていないと等級判断に影響する。 ・失語のみの場合と障害が複合する場合で、同一の障害であるにも関わらず認定方法（判断に使う基準の項目）が異なることになる。

2 前回会合における委員意見

- ・現行の認定基準「言語機能の障害」では、失語によるコミュニケーション能力の欠如による日常生活の困難さが評価されない。「言語機能の障害」の基準や診断書を見直すべき。

- ・ 現行の診断書（言語と精神）の書式で高次脳機能障害を判断しても、評価が著しく下がったり、等級が下がるなどの不利益は生じないとする。
- ・ 失語を「言語機能の障害」で評価し、他の高次脳機能障害の障害を「精神の障害」で評価すると加重になるので総合認定の方がいいのではないか。
- ・ 身障者手帳では、失語症を中枢性の言語障害として認定し、精神障害者保健福祉手帳では、失語は対象としていない。年金の認定において精神の障害で判定すると不公平になるのではないか。
- ・ 他の傷病においても併合認定する場合に等級が上がってしまうこともある。
- ・ 加重になるという意見もあるが、重度から中等度の失語がある場合に、重く評価されることは妥当なのではないか。
- ・ 失語症を精神の診断書で判断することとした場合に、脳血管障害による肢体の障害のある方が、肢体と精神の診断書で請求してくるなど混乱を来さないか。（現行では、肢体と言語の診断書で申請している。）

3 認定方法の決定

上記の意見を踏まえ、早い時期に「言語機能の障害」の見直しをはかり、失語症の障害を適正に評価できるよう診断書を含め修正するとしてうえて、次のいずれの認定方法にするか。

《案1》

高次脳機能障害による失語症の機能の損失以外も評価できることから失語に関しては、「言語機能の障害」で判断し、その他症状は「精神の障害」で判断したうえて併合する。

《案2》

高次脳機能障害による障害は総合的に判断すべきであり、失語も含め「精神の障害」で総合的に判断する。

ただし、失語のみの場合は「言語機能の障害」で認定する。